

栃ト協発第30号
平成21年5月15日

会 員 各 位

社団法人 栃木県トラック協会
会 長 関 谷 忠 泉
(公印省略)

「ディーゼルクリーン・キャンペーン」並びに 「不正改造車を排除する運動」の実施について

標記について、関東運輸局並びに全日本トラック協会から下記の通り通達がありましたので、実施要領に基づきご協力方お願い致します。

記

【ディーゼルクリーン・キャンペーン】

- 1 実施期間 平成21年6月1日(月)～6月30日(火)までの1ヶ月間
- 2 実施内容 **別添の黒煙濃度チャート**を活用し、保有車両について、黒煙低減対策としてエア・クリーナ・エレメント等を重点とした点検・整備を自主的に実施し、栃木県トラック協会へ報告する。
報告用紙は6月中旬頃にあらためて送付致します。

運転者に対し、急発進、急加速等を避けた無理の無い運転方法について指導する。

【不正改造車を排除する運動】

- 1 実施期間 平成21年6月1日(月)～6月30日(火)までの1ヵ月間
- 2 実施内容 不正な二次架装の防止等に努め、適正な車両の使用の徹底を図る。また、そのような車両がある場合には、改修を行う。

事業場ごとに運動実施責任者を選任し、運動実施責任者又は整備管理者等により、車両管理体制及び従業員等の車両を含む所有車両等について、定期的な自主点検の実施に努める。
なお、運動実施責任者は、各事業場において、事業者または事業場の責任者等、従業員を監督する地位を有する者の中から選任する。

不正改造車に関する情報等を入手した場合には、運輸支局等に情報を提供するよう努める。